

○渡島廃棄物処理広域連合物品分類規程

(平成12年10月24日訓令第6号)

改正 (平成18年2月1日訓令第3号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、法令その他別に定めるものを除くほか、渡島廃棄物処理広域連合の物品分類事務について必要な事項を定めるものとする。

(北斗市財務規則の準用)

第2条 この訓令の施行については、北斗市財務規則(平成18年北斗市規則第39号)の規定を準用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年2月1日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。